

株式会社 確認サービス

■建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価料金表（課税対象）

対象建築物等：一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物、複合建築物

◆ 一戸建ての住宅

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込) 単位：円

		一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5 または、計算・仕様併用法による場合
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	44,000	11,000	22,000
	S・RC造	66,000	22,000	33,000
一戸建ての住宅※1 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000

◆ 併用住宅（住戸部分のみ※6）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込) 単位：円

		一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5 または、計算・仕様併用法による場合
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請する場合)	木造	66,000	22,000	33,000
	S・RC造	99,000	33,000	44,000
併用住宅※2 (当機関に建築確認申請を併願申請しない場合)	木造	99,000	33,000	44,000
	S・RC造	132,000	44,000	66,000

◆ 共同住宅・長屋（複合建築物を除く）

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-3)

(税込) 単位：円

評価対象建築物の全戸数			一般料金	併願申請Aがある場合※5	併願申請Bがある場合※5
共同住宅・長屋	9戸以内	住戸のみ	別途見積	11,000×M ただし、建築物全体の評価書が必要な場合は、22,000を追加する。	33,000+11,000×M
		建築物全体			121,000+11,000×M
	10戸～19戸	住戸のみ			44,000+11,000×M
		建築物全体			165,000+11,000×M
	20戸～59戸	住戸のみ			55,000+11,000×M
		建築物全体			176,000+11,000×M
60戸以上	別途見積				

◆ 非住宅建築物（複合建築物を除く）

単独用途の建築物①～④の用途区分の運用については別表1による。

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-4)

(税込) 単位 : 円

用途	モデル建物法以外			モデル建物法		
	①	②	併願申請Cがある場合※5	③	④	併願申請Cがある場合※5
評価対象面積	右記以外	工場等		右記以外	工場等	
0㎡ ～2,000㎡未満	498,000	398,000	11,000	198,000	92,000	11,000
2,000㎡以上 ～3,000㎡未満	548,000	448,000		248,000	110,000	
3,000㎡以上 ～4,000㎡未満	598,000	498,000		298,000	138,000	
4,000㎡以上 ～5,000㎡未満	648,000	548,000		348,000	162,000	
5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	698,000	598,000		398,000	198,000	
10,000㎡以上 ～20,000㎡未満	798,000	698,000		498,000	228,000	
20,000㎡以上 ～50,000㎡未満	980,000	880,000		598,000	280,000	
50,000㎡以上 ～100,000㎡未満	1,080,000	980,000		698,000	348,000	
100,000㎡以上	別途見積					

◆ 複数用途の混在する建築物

価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-5)

(税込) 単位 : 円

モデル建物法以外	モデル建物法
当該申請建築物における建築確認申請書第4面に記載された各々用途について、 上記「単独用途の建築物」料金表内より算出した合計×0.8の額とする	

(表-6)

併願申請A 一次エネルギー消費量を検討したもの	住宅性能評価、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（35条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級5以上）を満たすものに限る）、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請B 断熱等性能のみを検討したもの	住宅性能証明書（5-1：等級4以上を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
併願申請C 非住宅に限る	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（35条認定）に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能認定（36条認定）に係る技術的審査、省エネ適合性判定のいずれかが当機関へ申請される場合

※1 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※2 住戸のみの部分で300㎡以上となる場合は、見積とする。

※3 表-3について「M」は住戸のみの場合は評価対象住戸の数を示し、建築物全体の場合は1棟の全住戸数を示す。

また、「住戸」と「建築物全体」を共に申請の場合は、「建築物全体」の料金を適用する。

※4 表-3について1住戸のみの申請の場合は、表-1の料金を適用する。

※5 「併願申請A、B、C」とは、表-6の併願申請の図書が、当該申請図書と同一の内容の場合または、同一の内容の部分を含む場合をいう。

※6 建築物全体の場合は非住宅部分（表-4）の評価料金を加算する。

※7 当社への建築確認の併願申請がない場合（単独申請（他機関で建築確認を申請等））、または紙面にて申請を行う場合は上記料金に1.5を乗じた料金とする。（一戸建ての住宅、併用住宅（住戸部分のみ）を除く）

※8 住宅（表-1～3）の変更申請料金は、初回申請時の料金の1/2の額とする。ただし、併願申請がある場合は初回申請時と同一料金とする。

※9 非住宅建築物の変更申請料金は、評価対象面積の1/2が該当する表-4内の面積の料金を適用する。

※10 複合建築物の変更申請料金は、見積とする。

※11 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1/2の額を加算する。

※12 評価書の再発行は11,000円/評価書とする。

※13 料金表の適用について、以下の場合等は上記に係らず別途見積とする。

- ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
- ・階数4以上、又は延べ面積200㎡以上の住宅・併用住宅の場合